

清水町地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、清水町地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)
第13条の規定に基づき、清水町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)
の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、清水町の負担金、他の団体等の補助金及びその他の収入をも
って歳入とする。また協議会の運営及び事業にかかる経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の
承認を受けなければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において既定予算に補正の必要が生じたときは、これ
を調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算区分)

第4条 歳入、歳出予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表1に定める以外の款、項及
び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第5条 会長は支出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を
充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、事務局員に出納員を命じ、会計事務を命ずることができる。

2 協議会出納員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手續について適正に処理し
なければならない。

(予算の執行)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手續は、清水町の例により出納員が行う。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第8条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月12日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項、目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 諸収入 |

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項、目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 |
| | 2 事務費 | 1 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |